



【ごあいさつ】皆様こんにちは。秋到来ですが、いかがお過ごしですか。



【1】ストレスチェックの実施が義務化されます（平成27年12月1日より）

常時50人以上の労働者を使用する事業者は、医師、保健師等によるストレスチェックの実施が義務付けられました。（労働者50人未満の事業場は当分の間努力義務です）。なお、「検査結果は、医師等から直接本人に通知され、本人の同意なく事業者には提供できない」「労働者の申出があった場合は、医師による労働者への面接指導を実施しなければならない」等も規定されています。

【2】父子家庭の「父」も遺族基礎年金の受給対象となりました

平成26年4月より、所定の要件を満たしている場合には、父子家庭の父も遺族基礎年金を受給できることとなりました。（改正前は、「妻」しか受給できませんでしたが「夫」も受給できるようになりました）。年金は老齢年金だけではなく、遺族年金、障害年金の制度もあります。年金が受給できるかどうか疑問に思ったときは、年金事務所へ相談にいかれることをお勧めします。

【3】「サンクスカード」のご案内（裏面に掲載しました）

職場のコミュニケーション活性化のためのツールとして使って頂けるように、サンクスカードを作りました（職員さん同士でサンクスカードを交換している企業を見学し、当事務所でも作ってみました）。宜しかったらお使い下さい。



ことばの花束

「 Do more, do different 」

…良かったのなら、もう少し続けて
みよう。違うなら、変えてみよう …

カウンセリングの講義で、相談者に対する心の持ち様として聞いた言葉なのですが、事業運営でも、人間関係でも、自己研鑽でも、いろんなことに通じる考え方のように思います。

うまくいかないことがあったら、やり方を変えてみる、ということ、重く考えすぎず、気持ちを少し軽くして試み続けることで、答えに早めにたどり着けるような気がします。

～ちょこっとコラム～



4月から産業カウンセラー養成講座に通い、全日程の半分以上が過ぎました。講座では、来談者中心療法による傾聴法を学びます。来談者中心療法とは、相談に来た人の話をじっくりと聴くことで、「相談者が自らその解決への糸口に気づき、行動しようとする」ことを、サポートしようというものです。そのため、原則として、アドバイスや提案は行わず、とにかく「聴く」に徹します。傾聴で難しいのが「自分の固定観念で聴かないようにする」ということ。傾聴していると、「私だったらこう思うなあ」と自分の考えが浮かんでくる場合がありますが、その気持ちには一旦フタをして聴くように努めます。相談者の価値観や考えを尊重して聴くことでもあるので「敬聴」と表現したりもするそうです。